

北広島町告示第 56 号

北広島町産業振興会議設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 5 月 19 日

北広島町長 箕野博司

北広島町産業振興会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 28 年北広島町条例第 26 号）第 11 条の規定に基づき、北広島町産業振興会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の名称は、北広島町産業（中小企業・小規模企業）振興会議とする。

(方針)

第 2 条 会議は、町民、事業者、経済団体等及び町の連携と協働の下に一体となって推進することを基本とする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、町民、事業者、経済団体等その他副町長が必要と認める者のうちから構成する。

3 会議に知識及び経験を有するアドバイザーを設置することができる。

(会長)

第 4 条 会長は、副町長をもって充てる。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が行う。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は副町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。